

経済産業省

20220907保局第2号

令和4年9月26日

公益社団法人全国火薬類保安協会会長 殿

経済産業省産業保安グループ

鉦山・火薬類監理官

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

令和4年9月7日付け警察庁丁保発第131号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを実施するに当たっての協力依頼がありました。

貴団体においては、法令違反車両が運行することのないよう、会員に対する指導の徹底をお願いします。

警察庁丁保発第131号
令和4年9月7日

経済産業省 産業保安グループ
鉱山・火薬類監理官 殿

警察庁生活安全局保安課長

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（依頼）

危険物運搬車両に対する指導取締りについては、平素から積極的な取組がなされているところでありますが、一たび危険物運搬車両による事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の停滞等、社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、下記のとおり危険物運搬車両に対する指導取締りを実施することとしましたので、貴職におかれましても、趣旨を御了知の上、管下関係機関への周知等について御協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に特段の配慮をすることとし、都道府県の実情に応じて、可能な範囲の取組を進めることとするを申し添えます。

記

1 実施期間

令和4年11月1日（火）から11月30日（水）までの1か月間

2 重点対象

消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両

3 指導取締りの重点

- (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
- (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
- (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
- (4) イエローカード携帯の指導